

第 41 回高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

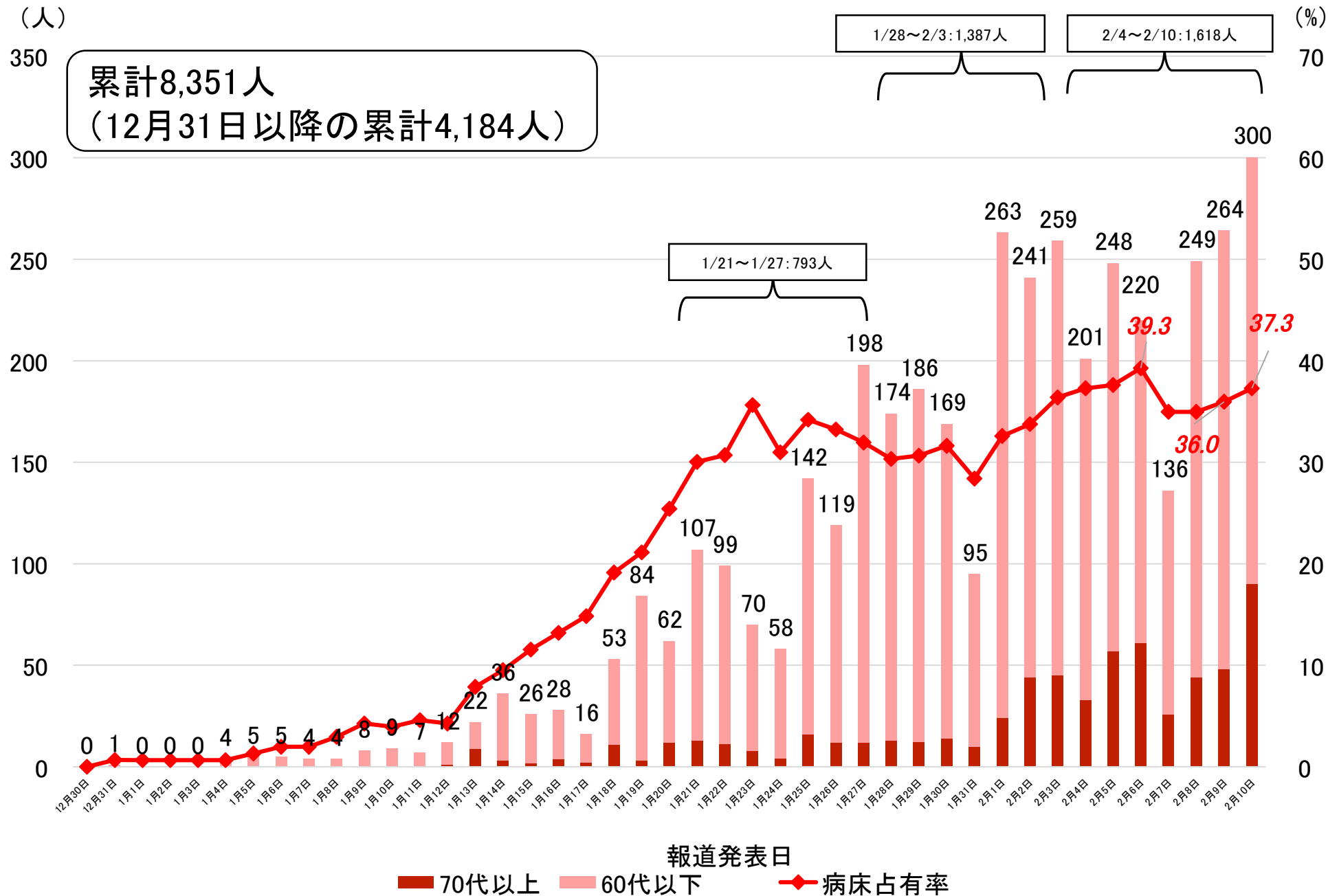
1 日 時 令和 4 年 2 月 10 日 (木) 17:00～

2 場 所 県庁本庁舎 2 階 第 2 応接室

3 議 題

- (1) 県内の感染状況について (健康政策部)
- (2) 「まん延防止等重点措置」について (危機管理部)
- (3) 県の対応方針について (危機管理部)
- (4) 「高知県営業時間短縮要請協力金」等について (商工労働部)
- (5) 各部の報告事項について (関係部のみ)
- (6) 知事からの指示事項 (知事)
- (7) 県民の皆さまへのメッセージ (知事)

新型コロナウイルス感染者数等の推移(日毎)(令和3年12月31日～令和4年2月10日)



新型コロナウイルス感染症の 最近の患者発生状況

期間

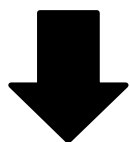
人数(10万人あたり)

うち感染経路不明数

1/21~1/27

793人(115.1人)

310人



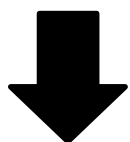
1.7倍

1.8倍

1/28~2/3

1387人(201.3人)

552人



1.2倍

1.1倍

2/4~2/10

1618人(234.8人)

580人

第6 波県内発生事例(4168例目～8051例目)の大まかな傾向

- ◆ 令和3年12月31日から令和4年2月9日までに高知県内で判明した新型コロナウイルス感染症の患者(3,884名)について大まかな傾向を分析
- ◆ 3,884名のうち、感染経路不明は1,496名(38.5%)、濃厚接触者は2,388名(61.5%)で大まかな傾向は以下のとおり。

大まかな傾向(キーワード)	
家庭内	1315件【55.1%】
生活上の接触	359件【15.0%】
飲食	86件(24.0%)
幼稚園・保育園・学校	152件(42.3%)
県外との往来	41件(11.4%)
その他	80件(22.3%)
仕事関係	350件【14.7%】
医療機関	364件【15.2%】

(注) 大まかな傾向(キーワード)については、必ずしもその場において感染が成立したことを確定するものではない。

高知県の新型コロナウイルス感染症の対応目安

判断指標		県の状況（2月10日現在）	
		対判断指標	総合判断
①最大確保病床の占有率 （入院患者数/最大確保病床数）	感染観察（緑）：3%未満 注意（黄）：3%以上 警戒（オレンジ）：10%以上 特別警戒（赤）：25%以上 非常事態（紫）：40%以上	37.3% (113/303) うち重症用即応病床の占有率：20.8% (5/24)	特別警戒 ②全療養者数、③直近7日間の新規感染者数、⑤PCR陽性率は、非常事態となったが、①最大確保病床の占有率が「特別警戒」レベル、④感染経路不明割合は、「警戒」レベル未満となっているため、総合判断は「特別警戒」とする。
②全療養者数	警戒（オレンジ）：45人以上 特別警戒（赤）：280人以上 非常事態（紫）：500人以上	1965人	
③直近7日間の新規感染者数	感染観察（緑）：7人未満 注意（黄）：7人以上 警戒（オレンジ）：35人以上 特別警戒（赤）：245人以上 非常事態（紫）：420人以上	2/4～2/10 全数:1618人 （うち感染経路不明数:580人） ※前週（1/28～2/3）：1387人	
④感染経路不明割合 （直近7日間） ※ステージ「警戒」以上での場合に適用	警戒（オレンジ）：50% 特別警戒（赤）：50% 非常事態（紫）：50%	2/4～2/10：35.8% (580/1,618)	
⑤PCR陽性率 （先週1週間）	特別警戒（赤）：5% 非常事態（紫）：10%	1/31～2/6 22.9% (1482/6466) （衛生環境研究所以外の検査を含む）	

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安（暫定版） 令和4年1月20日変更

判断指標 ※1	ステージ	感染観察（緑）	注意（黄）	警戒（オレンジ）	特別警戒（赤）	非常事態（紫）
	最大確保病床の占有率 〔直近7日間の新規感染者数の想定〕	3%未満 〔7人未満〕	3%以上 〔7人以上〕	10%以上 〔35人以上〕	25%以上 〔245人以上〕	40%以上 〔420人以上〕 <small>（即応病床の占有率：50%以上）</small>
国の分科会のレベル分類	レベル0 （感染者ゼロレベル）	レベル1 （維持すべきレベル）	レベル2 （警戒を強化すべきレベル）		レベル3 （対策を強化すべきレベル）	レベル4 （避けたいレベル）
					まん延防止等重点措置相当	緊急事態措置相当
対応方針 ※2	共通事項	<input type="checkbox"/> 「新しい生活様式」等の実践 （例）・身体的距離（1～2m）の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・会食の際に会話が主となる時間帯にはできる限りマスクの着用を ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・マスクを外してのカラオケは控えて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 <input type="checkbox"/> 各店舗における適切な感染対策の徹底				
	外出		「3密」の徹底回避		混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出自粛を呼びかけ	
	休業等の要請	—	—	—	一定の業種 ※3 の休業、営業時間短縮の要請の検討	一定の業種 ※3 の休業、営業時間短縮の要請
	会食	（共通事項に留意）	可能な範囲で規模縮小・時間短縮	4人以下、2時間以内 ※4 （ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和※5）		4人以下、2時間以内 ※4（ワクチン・検査パッケージ等の停止の検討）
	イベント等	（国の基本的対処方針、業種別ガイドライン等に基づき対応）			「人数」、「収容率」上限の設定を検討 （ワクチン・検査パッケージ等の活用により緩和※5）	「人数」、「収容率」上限の設定（ワクチン・検査パッケージ等の停止の検討）
	県立学校	市町村毎の感染状況等を踏まえて判断 ※6				
	県立施設		開館		使用制限の検討	
他県との往来	全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断					

※1 判断指標については、「最大確保病床の占有率」や入院中の重症者数等のほか、従来活用してきた各種指標（直近7日間の新規感染者数、感染経路不明割合、PCR陽性率等）も考慮し、ステージを総合的に判断する。また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、強い行動制限を要請する場合がある。

※3 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。第三者認証制度の適用店舗については、営業時間短縮の要請を行わない場合もある。

※4 同居の家族のみの会食は、人数制限の対象としない。

※5 「ワクチン・検査パッケージ制度」又は「対象者に対する全員検査」を活用することにより、制限を緩和するもの

※6 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会独自の基準に基づき、市町村毎の感染状況等を踏まえ、休業等を判断するものとする。

「まん延防止等重点措置」について

- 追加される区域：**高知県【期間：2月12日（土）～3月6日（日）】**
- 延長される区域：群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
【期間：1月21日（金）～3月6日（日）】
- 実施区域：広島県、山口県、沖縄県
（22道府県）
【期間：1月9日（日）～2月20日（日）】
北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
【期間：1月27日（木）～2月20日（日）】
和歌山県
【期間：2月5日（土）～2月27日（日）】

まん延防止等重点措置

措置区域：高知県全域

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う追加の協力要請

期間

令和4年2月12日（土）～3月6日（日）

1 飲食店等の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間短縮の協力要請

- 実施期間：令和4年2月12日（土）～3月6日（日）（23日間）
- 対象施設：「食品衛生法」に基づく「飲食店（喫茶店を含む）」の営業許可を受けている以下の店舗
飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス、ライブハウス 等
（宅配・テイクアウトを除く）
- 要請内容：

対象店舗	高知家あんしん会食推進の店「 認証店 」		「 非認証店 」
営業時間	午前5時～ 午後9時 まで	午前5時～ 午後8時 まで	午前5時～ 午後8時 まで
酒類提供	午後8時まで可	行わない	行わない
	「 認証店 」は、上記のどちらかを選択することが可能		

※協力いただいた店舗には協力金を支給

- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下としてください。
 - ※1 **同居の家族のみの会食であっても同一テーブルの会食は4人以下**としてください。
 - ※2 認証店では、利用者に対する全員の陰性が確認された場合は、「5人以上の会食」も可能(注)とします。
(注) 全員の陰性確認により、制限の緩和を希望する認証店は、県への届出が必要です。

2 集客施設等（1,000㎡超）の管理者の皆さまへの協力要請

- 以下の取組を実施するようお願いします。
 - ・ 人と人との間隔を2 m以上は確保できるよう、入場する者の整理等
 - ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知
 - ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止
 - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
- 対象施設

施設の種類	施設の例
劇場等	劇場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ店 等
博物館等	博物館、美術館、記念館、水族館、動物園 等
遊興施設	勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等
サービス業	スーパー銭湯、エステティック業、リラクゼーション業 等

3 イベントを開催する事業者の皆さまへの協力要請

- 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。
- ① **参加人数5,000人超**のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「**感染防止安全計画**」を提出してください。
「感染防止安全計画」を策定し、**県による確認を受けたイベント**については、人数上限は**20,000人**(注)、かつ収容率の上限を100%とします。 ※「**大声なし**」が前提
(注) 全員の陰性が確認された場合は、人数上限は収容定員までとします。
- ② **①以外のイベントの人数上限は、5,000人**、かつ収容率の上限を「**大声なし**」は、100%、「**大声あり** (注)」は、50%とし、人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とします。
感染防止策等を記載した「**チェックリスト**」を作成して、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください(県への提出は不要です)。
(注) 大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「**大声あり**」に該当するものとします。

4 県民の皆さまへの協力要請

- **不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。** ※検査で陰性が確認された場合は除く
- 飲食店等に、20時又は21時までの営業時間の短縮を要請しています。
この要請した時間以降、飲食店には出入りしないようお願いします。
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛してください。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（1/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和4年2月10日時点）

2月12日からのお願い（3月6日まで）

○県民の皆さまへ

- (1) **不織布マスクの正しい着用、3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底してください。**
- (2) **家庭内での感染事例が多く報告されています。部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、家庭での感染防止対策の徹底をお願いします。特に高齢者のいる家庭では、家庭内においてもマスクの着用をお願いします。**
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。
- (5) **症状のある方は、検査協力医療機関での受診をお願いします（行政検査として無料）。**
また、**無症状でもご不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等で無料検査を受けることができます。**

○事業者の皆さまへ

- (1) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 室内の十分な換気、こまめな手指消毒、共有部分の消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- (3) **在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等**により、**出勤者数削減の取組を推進**していただくようお願いします。
- (4) **時差出勤等、人との接触機会を低減する取組を推進**していただくようお願いします。

1 会食について

- (1) 同一グループの同一テーブルでの会食は**4人以下**（※1、2）とし、時間は、**2時間以内**にしてくださいようお願いします。
飲食店での会食にあたっては、できる限り「**高知家あんしん会食推進の店**」の認証店を利用してくださいようお願いします。
※1 **同居の家族のみの会食であっても同一テーブルの会食は4人以下**としてください。
※2 認証店では、利用者に対する全員の陰性が確認された場合は、「5人以上の会食」も可能(注)とします。
- (2) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (3) 特に、飲酒の場などでの「献杯・返杯」や「大声での会話」、「マスクを外してのカラオケ」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。

(注) 全員の陰性確認により、制限の緩和を希望する認証店は、県への届出が必要です。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（2 / 2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和4年2月10日時点）

2月12日からのお願い（3月6日まで）

2 外出について

（1）外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

（2）**混雑した場所、換気の悪い場所や感染対策が十分でない施設など感染リスクが高い場所への外出は極力控えてください。**

3 他県との往来について

（1）**不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。** ※検査で陰性が確認された場合は除く

（2）他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。

（3）そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。

（4）発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

4 イベント等について

開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

① **参加人数5,000人超**のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「**感染防止安全計画**」を提出してください。

「感染防止安全計画」を策定し、**県による確認を受けたイベント**については、人数上限は**20,000人**(注)、かつ収容率の上限を100%とします。

※「大声なし」が前提（注）全員の陰性が確認された場合は、人数上限は収容定員までとします。

② ①**以外のイベントの人数上限は、5,000人**、かつ収容率の上限を「大声なし」は、100%、「大声あり（注）」は、50%とし、人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とします。

感染防止策等を記載した「チェックリスト」を作成して、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要です）。

5 県立施設等について 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

6 県立学校について

（1）**ICTを活用した学習活動**

濃厚接触者となり登校できない生徒等について、ICT端末を活用して学習活動の継続ができる取組を推進します。

（例：授業やホームルームへの参加、課題の送付など）

（2）部活動は、**土日等は原則禁止し、平日も週3日以内で1日あたり2時間までに制限**します。

また、県内外における練習試合等は禁止します。（いずれも1/31から対応中）

（3）補習は、**土日等の一斉補習を中止又はオンラインで実施**します。

（注）大声を「観客等が通常よりも大きな音量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとします。

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

感染力が強いオミクロン株の特徴を踏まえ、学校、保育所等、高齢者施設、事業者等においては、以下のとおり、**感染防止策を強化**していただくようお願いします。

【学校等における主な対策】

- 特に、音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の演奏、体育における児童生徒が密集する運動等の**感染リスクが高い教育活動**については、基本的には**実施を控える**。
- 児童生徒等の発達段階等を踏まえた**時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施**。

【保育所等における主な対策】

- できるだけ**少人数のグループに分割**するなど、感染を広げない保育の実践。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて**大人数での行事を自粛**。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については**可能な範囲でマスク着用を推奨**。
(ただし、**2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応**)
- マスクを着用する場合には、子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。また、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いしないこと。

【高齢者施設における主な対策】

- 利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施
- マスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底。
- 面会者からの感染を防ぐため、**オンラインによる面会の実施**も含めて対応を検討。
- 通所施設においては、動線の分離など、感染対策を更に徹底。

【事業者における主な対策】

- 職場への出勤に関して、在宅勤務（テレワーク）の活用等による**出勤者数の削減の目標を前倒し**で設定。
- 休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、使用人数に応じた定期的な換気、三密回避を徹底。
- 食堂や寮など、職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共有部分の消毒を徹底。
- 事業継続が求められる業種に係る**業務継続計画（BCP）の確認等を進める**。

高知県営業時間短縮要請協力金の概要

○県内における新型コロナウイルス感染症の急拡大を踏まえ、**県内全域**において、下記Ⅰの施設を運営する事業者に対して営業時間の短縮を要請

⇒ **協力をいただける事業者に対して、下記Ⅱの協力金を支給**

Ⅰ 事業者への営業時間短縮の要請

要請期間：2月12日～3月6日（対象地域：県内全域）

営業時間短縮の要請の対象施設

午後8時を超えて営業している①～③の施設

※ただし、「高知家あんしん会食推進の店」のうち、右表の「1. 支給対象事業者及び支給額」の区分Aを選択する場合は、午後9時を超えて営業している施設

①飲食店

例) キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）

②旅館、ホテル

（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

③カラオケボックス、ライブハウス

※感染防止のため、営業時間の短縮でなく休業する場合も協力金の対象となります。

Ⅱ 高知県営業時間短縮要請協力金

1. 支給対象事業者及び支給額

区分	高知家あんしん会食推進の店 認証店舗		非認証店舗
	A	B	C
営業時間	午後9時まで	午後8時まで	
酒類提供	午後8時まで	酒類の提供は終日停止 （店内への持ち込みを含む）	
協力金 （1店舗あたり）	2.5～7.5万円/日 （ただし、大企業等の場合は、最大20万円/日まで可能）	3～10万円/日	

※**認証店舗は区分A・Bを選択可**

※**要請期間中は同一区分での全日協力が必須。ただし、要請期間中に認証を受けた店舗は、1回限り区分変更可**

2. 予算額等

■ **事業費** 37.1億円（事務費含む）※2月10日専決予定

■ **事業所数** 約4,100事業所

3. 支給スケジュール等（予定）

- ①電話相談窓口の設置 2月11日
- ②申請受付開始 2月下旬
- ③協力金の支給開始 3月上旬（できるだけ速やかに）
- ④申請受付終了 5月2日（消印有効）

(下線部は2月3日発表時点からの変更箇所)

ポイント

- ・全国的なまん延防止等重点措置の適用及び県内の感染急拡大に伴い、人流や県外との取引などが大幅に減少したことにより、経済的影響を受けた事業者に対して、県独自の給付金を支給
- ・業種によって影響を受ける時期が異なることから、令和4年1月～3月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた1か月分の売上減少額を対象に支援

対象者

■ 県内の感染急拡大等により、**直接的・間接的な影響**を受けた事業者であり、**令和4年1月～3月のうち、1か月の売上高が平成31年、令和2年又は令和3年の同期比で▲30%以上減少した事業者**

金額

■ 県の給付金と国の支援金（1か月分相当額）を合わせた給付上限額は75万円(上限額は従前の給付金と同じ額)

県給付額: A - B

A : 給付上限額（1日の売上高×0.3×10：最大75万円）と売上減少額とのいずれか低い金額
 B : 国の事業復活支援金支給相当額（1か月分相当額）
 ※個人最大10万円、法人最大50万円

※**営業時間短縮要請協力金の対象となった飲食店等については、令和4年2月分のみを申請対象とし、同月分の協力金相当額も控除する**

《給付例①》

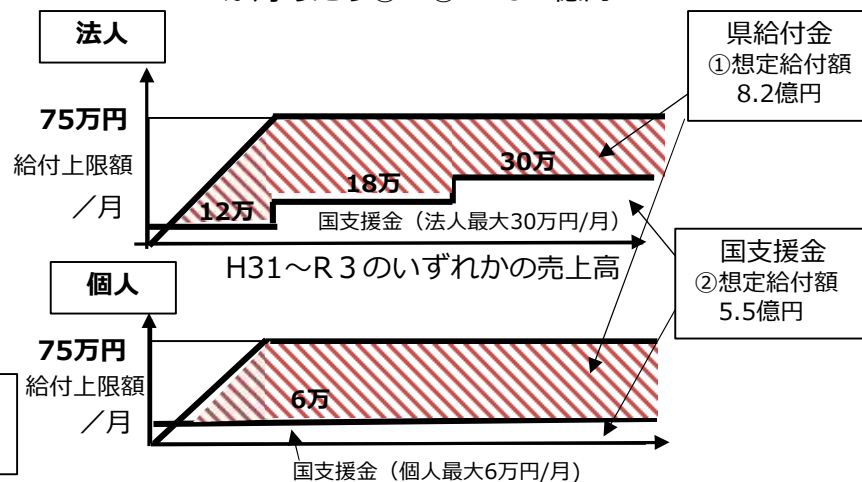
法人（月売上高600万円、売上減少180万円(30%)）
 (A)60万円 - (B)12万円 = 県給付額48万円

《給付例②》

個人（月売上高300万円、売上減少90万円(30%)）
 (A)30万円 - (B)6万円 = 県給付額24万円

【給付対象イメージ(30%以上50%未満の売上減少の場合)】

1か月あたり①+②=13.7億円



事業費等

- 想定事業費 9.1億円（事務費含む）
- 想定事業者数 約3,500事業者

<支給スケジュール等(予定)>

- ①申請受付開始：2月25日
- ②支給開始：3月上旬以降（できるだけ速やかに）
- ③問い合わせ先：給付金相談窓口（088-803-6620）
- ④申請受付終了：5月31日(消印有効)

(下線部は2月3日発表時点からの変更箇所)

ポイント

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、**事業規模（従業者数）と影響度合いに応じた給付金**を支給
- ・業種によって影響を受ける時期が異なることから、令和4年1月～3月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた1か月分の社会保険料事業主負担分を対象に支援

1. 給付金の概要

(1) 対象者（以下のすべての要件を満たす中小企業者等）

①令和3年1月～12月(又は直近1年間)の売上が、平成30年、平成31年又は令和2年のいずれかの同期比▲**15%以上減少**

②申請対象月（令和4年1月～3月のいずれか1か月）の売上高合計が平成31年、令和2年又は令和3年のいずれかの同期比▲**30%以上減少**

※新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金、**営業時間短縮要請協力金**を受給している事業者は、同給付金、協力金の受給対象月を上記②の申請対象月とすること

(2) 給付金の算定方法

(社会保険料事業主負担 - 既に受給した給付金等 × 0.8) × 売上高減少幅 (30%～75%/50%) × 2/3(補助率)

注1 「既に受給した給付金等」については、「(県)新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」および「(県)営業時間短縮要請協力金」、「(国)事業復活支援金(1か月分相当額)」を算定から控除する

注2 「0.8」については、固定費に占める家賃等の割合(2割)を留保するもの

2. 給付額(1か月)のイメージ

※社会保険料は1人当たり2万円/月で算出
(実際の負担額によって給付額が異なる)

ケース① 従業員規模：400人(社会保険加入対象300人)

中堅企業
▲60%
給付金等
受給なし

社会保険料事業主負担：月額600万円

$600万円 \times 60/50 \times 2/3 = 480万円$

▲75%を上限として減少
幅に応じた影響率を適用

給付額480万円/月

ケース② 従業員規模：150人(社会保険加入対象120人)

中小企業
▲30%
給付金等
50万円受給

社会保険料事業主負担：月額240万円

$(240万円 - 50万円 \times 0.8) \times 30/50 \times 2/3 = 80万円$

給付金・支援金を受給している場合は8割を控除

給付額80万円/月

3. 予算額等

- 事業費 1.2億円 (事務費含む)
- 事業者数 約100事業者 (延べ事業者数)

4. 支給スケジュール等 (予定)

- ①申請受付開始：3月中旬
- ②支給開始：4月上旬(できるだけ速やかに)
- ③問い合わせ先：給付金相談窓口 (088-821-7566)
- ④申請受付終了：5月31日(消印有効)

医療機関・高齢者施設の感染拡大防止について

高知県内の医療機関や高齢者施設においては、新型コロナウイルスの感染対策に取り組んでいるもののクラスターの発生が相次いでいる。各施設には感染対策をより一層強化していただくことと併せて、県として感染拡大防止に即効性のある取組を実施し支援する。

1. 積極的検査の実施

- 県営の臨時PCR等検査センター（3カ所）において、無症状の医療機関・高齢者施設従事者の優先的検査を実施（ファストパス制度の導入）
- 陽性患者が複数人確認された医療機関・高齢者施設へプッシュ型検査を実施
- 予防的措置として、高齢者施設の従事者等に対する集中的検査を実施

2. クラスター拡大防止策の徹底

- 医療機関・高齢者施設向けの感染管理等の対応を改めて通知し徹底
- クラスター発生等を受け、希望する医療機関・高齢者施設に専門家の指導を実施